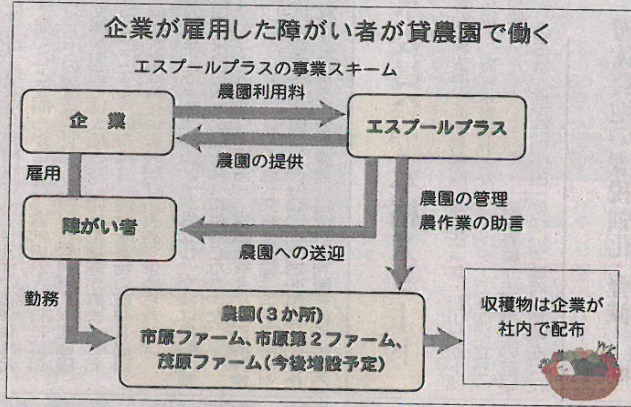


# 進む障がい者の農業就業

障がい者を農業で受け入れる試みが広がっている。企業も本格化する。自立への道を歩みたい障がい者と活用先を一定数の雇用を義務づける障害者雇用促進法の強化もあり、障がい者雇用をきっかけとした企業の農業参入の動きは一致するの。各地の取り組みを追った。

## 雇用促進法の改正を受け 障がい者、企業、農家の試み



## 就業支援サービス人気

厚労省によると、労働者50人以上の民間企業で働く障がい者は昨年6月1日時点で43万人を超え、過去最高を更新した。増加の背景にあるのは、障害者雇用促進法の改正だ。

2013年4月に法定雇用率(自社の総労働者に占める身体・知的障がい者の割合)が1.8%から2.0%に引き上げられたのに続き、今年4月に法定雇用率の不足に応じて1人につき60万円の納付金を支払う企業の対象が、労働者200人超から100人超へと引き下げられた。

法改正による企業ニーズの高まりから農業での就業を支援するサービスも人気を呼ぶ。東京に本社を置く

### 専用の貸農園オープン

㈱エスプールの専用貸農園は、11年に障がい者専用の貸農園を企業に向けてオープンした。養液栽培設備のついたビニールハウスを区画単位で貸し出し、企業は利用料を払い、自社雇用の障がい者を働かせる仕組みだ。

当初は利用が少なかったが、改正前後から申し込みが殺到。千葉県内の3農場は41社から1500人の障がい者が埋まり、15社近くが空きを待つ。

同社は障がい者の就業支援や企業へのあっせんも手がけ、障がい者の職業的自立を促す。和田一朗取締役は「用地取得のめどがつけば全国に農場を増やしたい」と事業拡大の意向を述べた。

## 行政 ▶ 農業への参画を後押し 農家 ▶ 働きやすい職場づくり

多様な人材活用を意味するユニバーサル農業の先進地、静岡県浜松市は10年以上前から障がい者の農業参画に取り組んだ。障が

い者が使いやすい機械の開発や一般企業を巻き込んだ雇用モデルの確立、農作業の徹底した分業化を実現し、野菜や花卉など市内の20以上の農家が受け入れるまでになった。

ネキやミツバを水耕栽培する(株)丸園は、19年前に初めて障がい者を雇用了。同市でも先駆者の存在。栽培方法と作業体系を見直し、たばこ、リハビリを兼ねた作業機械や障がい者が作りやすいという目標から新たな栽培作物「ケンサイ」を導入した。研修生や提携企業への作業委託も含め、今は常時30人近くが園内で汗を流す。

鈴木孝次代表取締役(50)は「彼らが働きやすい職場にする。このための戦力になってもらう」と両者の利便性を追求した。自分たちの希望を追求した。自分たちの希望を追求した。自分たちの希望を追求した。

## 就業先としてまだ未知数 国や自治体の積極的関与を

厚労省の調べでは、労働者50人以上の農林漁業を働く障がい者は全産業の0.16%。小規模経営での雇用も相当数あるとみられるが、就業先としてはまだ未知数なのが現状だ。

鈴木代表は「労災・雇用

保険など雇用環境を整えることができる。それが作業の面で作業の細ができるかどうか。ポテトならよいが、雇は責任と対応があるの」と問題点を指摘す

農水省は13年10月に農運携の取り組みをスタートした。福祉団体や企業からの期待もあり、法人などによる障がい者の拡大は運携の柱に位置づけた。しかし、状態はほとんどの農家が入れ体制を整えるのが難しい。さらなる広がりのためには、国や自治体が積極的に関与し、雇用後のフォローはもちろん雇用の環境整備にも支援を向けると求められる。



## いち早く参入したココヨの子会社

大阪府泉南市のハートランド(株)、サマホウレンを水耕栽培する2000平方メートルのハウスでは7人の障がい者(知的障がい5人、精神障がい2人)が正社員として働いて、農作業が楽しい。「収穫作業が特に行き、一定準備ができるようになった」と生き生きと話す。

同社は、07年に障害者雇用促進法に基づく特別工芸社として初めて農業に参入した。親会社は文具・オ

## 「非農地判定」守る農地の明確化

鹿兒島・始良市農委会

現状は山林などの地目は農地のままの土地が、た農地の全筆調査は、対さんあった。農地として象範囲が広すぎ、当初は残すべき土地の把握が難しかったと、事務局の北野靖任事務局長補佐は、調査だけでかなりの時間を取られ、「本来力を入れるべき解消指導や意向調査まで手が回ら

## 農地を活かし担い手を応援する

鹿兒島・始良市農委会

農地の非農地化は、農地を守ることを使命とする委員会にとって悩ましいものだが、守るべき農地の明確化は、必要かつ重要な取り組みだ。

## 農家、農委会双方にメリット

長補佐は、合併後はその全域に及び、毎年非農地判定を続ける。08年度から14年度までに判定した

会では非農地を決定する台帳のデータ更新や非農地通知の送付先確認を、翌年6月に対象者通知を送る。毎年全体的7割が通知を受領したが、地主変更に結びつのは8割が現状だ。

非農地通知で、課税目や山林・原野となれ税金が減額されるなど農家にメリットがあり、きちんと説明すれば、きちんと説明すれば、きちんと説明すれば、

全国農業新聞の購読お申し込みは  
▶▶ お近くの農業委員会へ

中級 専門級 受験のご案内  
**農業技能評価試験**

「技能実習2号」へ移行した  
外国人技能実習生は、  
「中級・専門級試験」を  
受験しましょう!

◆お申し込み・お問い合わせ先  
全国農業会議所  
農業技能評価試験事務局